

屋内貯蔵所における非危険物の貯蔵

要望⑥：安全性が担保されている車載用リチウムイオン蓄電池を他製部品と同一建築物に貯蔵する場合の規制の撤廃

見直しを要請されている 規制の内容	規制の趣旨
<ul style="list-style-type: none"> 非危険物の貯蔵を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な消火方法が異なる物品が存在する場合には、火災拡大の要因になる可能性があることから。

○危険物の規制に関する政令

第26条 法第10条第3項の危険物の貯蔵の技術上の基準は、前二条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 **貯蔵所においては、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。**

○危険物の規制に関する規則第38条の4（危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外）

- 一 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において**次に掲げる危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合で、それぞれをとりまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔**を置く場合
 - ハ 第四類の危険物と**合成樹脂類等**又はこれらのいずれか若しくは別表第一第四類の項の品名欄に掲げる物品を主成分として含有するもので危険物に該当しない物品
 - へ 危険物と危険物に該当しない**不燃性の物品**（貯蔵する危険物及危険物以外の物品と危険な反応を起こさないものに限る）



リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所の安全対策で検討する消火設備の消火性能を踏まえて検討する。